

65歳以上の方の介護保険料 令和6年度～令和8年度(2024年度～2026年度)

所得段階	対象となる方		保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で世帯全員が市県民税非課税の方 ・世帯全員が市県民税非課税で前年の課税年金収入額 ^{※2} とその他の合計所得金額 ^{※4} の合計が82万6,500円以下の方		基準額 ×0.25	18,700円
第2段階	世帯全員が市県民税非課税	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.40	30,000円
第3段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.65	48,700円
第4段階	世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の方	基準額 ×0.90	67,500円
第5段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円を超える方	基準額	75,000円
第6段階	本人が市県民税課税	合計所得金額 ^{※3} が125万円未満の方	基準額 ×1.20	90,000円
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.25	93,700円
第8段階		合計所得金額が190万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.45	108,700円
第9段階		合計所得金額が210万円以上250万円未満の方	基準額 ×1.55	116,200円
第10段階		合計所得金額が250万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.75	131,200円
第11段階		合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.80	135,000円
第12段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.85	138,700円
第13段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	142,500円
第14段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.00	150,000円
第15段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.10	157,500円
第16段階	合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.20	165,000円	

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たした方が受けている年金です。

※2 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

※3 合計所得金額 収入から必要経費相当額を差し引いた額です。また「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」がある場合は控除後の金額です。なお、介護保険法施行令の改正に基づき、令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、市県民税の課税・非課税段階の判定についても同様に税制改正前の基準に基づいて計算されます。そのため、令和8年度の市県民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなされる場合があります。

※4 その他の合計所得金額 合計所得金額から年金所得額を控除した額です。第1～5段階については「その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円」を控除した金額です。